

○關於陳情(第三百號)
○臨時農業生產調整法案(內閣送付)
○大阪府川府水池改良事業を國營とするに關する請願(第二百七號)
○旭川合同用水工事促進等に關する請願(第二百九號)
○農地改革促進に關する請願(第二百十三號)
○東京都内の食糧配給に關する陳情(第三百七號)
○農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第三百十三號)
○種卵及びひなの價格撤廢並びに養鶏用飼料増配に關する陳情(第三百十八號)
○農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第三百十九號)
○農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第三百二十五號)
○開拓資金増額に關する陳情(第三百三十號)
○農地法による山林開墾行過是正に關する陳情(第三百三十二號)
○農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第三百三十五號)
○千葉縣長生部茂原乾蔵所の設備を縣立農業會に還元することに關する陳情(第三百三十七號)
○農業協同組合法案に關する陳情(第三百四十二號)
○三方原揚水事業に關する陳情(第三百四十五號)
○富士山ろく開發農業用水事業促進に關する陳情(第三百四十九號)
○こうじ類の一般製造に關する請願(第二百四十六號)
○茨城縣下北浦干拓事業促進に關する請願(第二百四十八號)
○茨城縣下のかん害對策助成に關する

請願(第二百七十六號)
○大池用水幹線改良に關する請願(第二百九十號)
○主食配給に關する陳情(第三百六十號)
○農業協同組合法案に關する陳情(第三百七十八號)
○農地調整法並びに自作農創設特別措置法の改正に關する陳情(第三百八十號)
○奈良縣下のかん害對策に關する陳情(第三百八十七號)
○農業協同組合法案に關する陳情(第三百九十號)
○農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第三百九十二號)
○農業共済保險法案中の農家負擔等に關する陳情(第三百九十三號)
○食糧緊急對策に關する陳情(第三百九十九號)
○養蠶協同組合獨立強化に關する陳情(第四百號)
○農業協同組合法案の一部を削除することに關する請願(第二百九十七號)
○觀光都市に對する自作農創設特別措置法の實施延期に關する請願(第三百十六號)
○熱海觀光地帯を農地法の適用より除外することに關する請願(第三百一十四號)
○森林治水並びに災害防止林造成事業擴充強化に關する請願(第三百三十四號)
○民有林施業案編成國庫補助増額に關する請願(第三百三十五號)
○鹿児島縣に國立茶業試驗場九州支場を設置することに關する請願(第三百三十六號)
○橡膠製造事業を森林組合に許可する

ことに關する請願(第三百三十七號)
○農業協同組合法案に關する陳情(第四百十七號)
○農業協同組合法案に關する陳情(第四百二十四號)
○島根縣干拓計畫反對に關する陳情(第四百二十六號)
○福岡縣三池郡高田村地先の他の干拓事業を國營することに關する陳情(第四百三十六號)
○農業災害補償法案(內閣送付)
○農村指導農場開設に關する陳情(第四百三十八號)
○主食の均てん配給に關する陳情(第四百四十號)
○新設田市宿町農練兵場拂下げに關する陳情(第四百四十一號)
○食料品關係の公團制反對に關する陳情(第四百四十九號)
○農地開發營團の解任に伴う開發事業の都道府縣移管その他に關する陳情(第四百五十號)
○民有未墾地買収計畫の樹立その他に關する陳情(第四百五十二號)
○農業協同組合法案に關する陳情(第四百五十四號)
○邑知瀧干拓計畫反對に關する陳情(第四百五十五號)
○東京都の薪炭増配に關する陳情(第四百六十號)
○農業協同組合法案に關する陳情(第四百六十八號)
○元御料林拂下げに關する陳情(第四百七十號)
○植林用苗木無償配付に關する請願(第四百一號)
○適地開拓に關する請願(第四百二號)
○北海道農業試驗場復興助成に關する請願(第四百七號)

○薩摩干拓事業實現促進に關する請願(第四百二十號)
○ビール麥栽培獎勵に關する請願(第四百二十五號)
○農業協同組合法の制定その他に關する陳情(第四百八十二號)
○新設生産者價格等に關する陳情(第四百八十三號)
○鹿児島縣指宿郡内のかん害救済に關する陳情(第四百八十六號)
○農業保險制度の擴充強化に關する陳情(第四百九十一號)
○農地委員會農產國庫補助増額に關する陳情(第四百九十九號)
○農業協同組合法案に關する陳情(第五百一號)
○水青林業對策に關する陳情(第五百十一號)
○米並びに甘藷の價格改訂に關する陳情(第五百二十三號)
○農業協同組合法案その他に關する陳情(第五百二十四號)
○競馬法の改正に關する陳情(第五百二十五號)
○適正米價決定に關する陳情(第五百二十六號)
○薩摩沿岸干拓事業實現促進に關する陳情(第五百二十八號)
○千葉縣下のかん害復舊助成に關する陳情(第五百二十九號)
○農業協同組合法案に關する陳情(第五百三十四號)
○食料配給公團制反對に關する陳情(第五百三十八號)
○食料配給公團制反對に關する陳情(第五百四十一號)
○農業保險法の改正に關する陳情(第五百四十四號)

昭和二十二年十一月六日(木曜日)午後一時三十七分開會
本日の會議に付した事件
○農業災害補償法案
○委員長(梅見義男君) それでは只今から開會いたします。本日は農業災害補償法案を議題に供します。本日の議事の進行について豫め御了解を得て置きたいのですが、それは本日はこの法案についての提案理由を伺ひまして、尙それに關聯して制度の内容に互つて普遍的に農政局長から御説明を伺う程度にいたしました。質疑は明日からいたしたいと思ひます。さう御了承を願ひたいと思ひます。それから先日来板野さんから質問を留保されておつたことがございます。それは食糧關係についての質問でございますが、それを本日はやつて頂くことにいたしたいと思ひます。さう御了承を願ひます。先ず政務次官から提案理由の御説明を伺ひ、板野さんから質問をして頂きまして、それから農政局長から内容についての御説明を伺う。かういふ順序にいたしたいと思ひますから、さう御了承願ひます。では農林政務次官。○政府委員(井上長次君) それでは只今から農業災害補償法案につきまして、その提案の理由の大體を御説明申上げたいた存じます。
農業は申すまでもなく自然の力の支配を受けること最も多い産業でございますが、特に我が國におきましては氣象の變化の甚だしい、いわゆるモンスーン地帯に屬しております關係上、諸外國に類例を見ない程多くの生産上の危険に暴されておりますことは皆御存じの通りであります。それでありま

すから農業の保險制度を整備して、農業經營の安定を圖りますことは、農業上にも、亦社會的に見ましても、不可缺の要件でありますので、家畜については昭和四年以來、又農作物については昭和十四年以來、保險制度を實施して來たのであります。然るに最近の經濟事情の激變により、且つ又制度の内容においていろいろ制限があり、殆んどその本來の機能を果たしておられない状態に陥つておりますと共に、一方食糧の増産の推進並びに農地改革後における自由獨立なる農家の經濟の安定を圖る必要からいたしまして、農作物及び家畜の保險制度を根本的に擴張強化することが急務でありますので、ここに現行の農業保險法及び家畜保險法を廢止して、新たに本法案を提出した次第であります。

以上本法案の主要な内容を御説明申上げたものと存じます。第一は、機構の改組であります。農業協同組合法の施行に伴い、全員加入である市町村農業會は解散することになりますので、新たに市町村の區域に農業者全員の加入の農業共済組合を設置し、都道府縣の區域に、農業共済保險組合を設立して、この團體によつて農作物及び家畜の共済保險を併せて行うことといたしました。

第二は、共済の目的及び共済事故の擴充であります。先ず農作物につきましては、共済事故を氣象上のすべての原因に擴張いたしました。その著しいものは冷害であります。この改正によりましては、今後農家は蟲害を除き、また外一切の原因による損失の補填を受けることができるのであります。又共済の目的につきましては、従來農業について補償しておりましたものを、一步進めて蠶繭の保險とし、又將來は諸類にも及ぼして行くことにいたしました次第であります。家畜につきましては、共済の目的を擴大した外、牛馬の廢用、疾病傷害及び生産についても共済保險をいたすこととして、制度の完備を圖つたのであります。

第三に、共済金額の改訂であります。現在農作物の共済金額は昭和十八年當時定めたまふになつて、水稻については段當四十五圓の低額であつて、殆んど保險的機能を喪失しているものであります。本法案では毎年主務大臣が農作物については段當り、蠶繭についてはグラム當りの收獲價額の二分の一を標準として、その基準を定めることとしたのであります。本年の水稻については段當り二石以上は千二百圓、一石五斗以上は九百圓、一石五斗未満は六百圓としたして實施することになつております。家畜の死亡の廢用については價格の八割、疾病傷害については主務大臣が定める額の範圍内とし、生産共済については、胎兒は母畜の死亡廢用共済の共済金額の二割、生後のものはその生後の經過月数に應じて増額することとしております。

第四は、農家の負擔する共済掛金率及びその掛金の農家と國家との分擔割合の合理化であります。掛金率は一定年間の被害統計を基礎として算定することには變りはありませんが、これを米麥については各都道府縣毎に通常、異常及び超異常の三段階に分析して、全國に共通する最低の掛金部分はこれを農家の負擔とし、これを超える通常及び異常の部分は二分の一を國家が負擔し、超異常の部分については、全部を國家負擔としたのであります。が、平均して見ますと、農家と國家との負擔は約半々となつております。蠶繭については同様の趣旨で處置をいたすことにいたしました。

次に、農業共済團體の事務費、即ち農業共済組合及び農業保險組合の基準となる事務費は國庫で負擔することにいたしましたのであります。

以上が本法案の重要な内容であります。本法實施につきましては特に水稻については本制度の改正の經過に鑑みまして、本年度のものにつき適及的に適用することにいたしましたのであります。何率慎重御審議の上速かに御決裁あらんことを切望する次第であります。

○板野勝次君 井上政務次官にお尋ねいたしましたのですが、十月末日までにおきますところの主食の運配の状況と、それから聞くところによりまして、新米穀年度に入るの、從來までの運配は切捨てと、こういうことを聞いておるのですが、そうするに至つた事情を先ず最初に伺いたいと思ひます。

○政府委員(井上農次君) 昭和二十二年度の主要食糧の運配の現状は、現在十月末で全國的に目下調査中でございます。未だ明確にいくらあるというところはここで申上げかねますが、大體二百二十萬石くらい程度、約十六日分に該當するものが運配になつてゐるのでないかと、推定をいたしております。この二百二十萬石の約十六日分に該當する運配を、政府はどうするの、かといふ御質問でございますが、この運配に對しましては一つは六月以前の運配と七月以後に起りました運配とを二つに

區分してお考えを頂きたいのであります。六月以前の運配に對しましては、關係筋より運配は穴埋めすることとはならぬ。それは今後大體政府において七月から十月に至る四ヶ月間の需給を按配をいたしまして、完全に配給する見通しが付くならば、六月以前の運配はこれから輸入食糧で以て日本の主なる需要を満たさなければならぬ現狀において、過去の運配を埋めるといふことならば、輸入する必要を認めないではないか。こういう御意見でございます。政府としても止むを得ず六月以前の運配は一先ず棚上げをせざるを得ない實情になつてゐる次第であります。その後七月以後に御承知の通り政府は計畫運配約二十日を計畫いたしました。そしてこれを發表いたしました。時の食糧事情が極めて深刻な現狀にありましたので、現在の需給の現狀では到底現行基準量を完全に配給することの困難を考へ、且つ生産額と消費額のバランスをとる關係上、二十日間の運配を計畫いたしました。この二十日間の運配に對して政府は緊急對策を打ち立てまして、この運配の穴埋めに全力を擧げるという方針を採つたのであります。そこで第一の穴埋めの對策といひましては、小包米でありますとか、或いは或いは救援米でありますとか、或いは又他の代替食糧を以てこれを穴埋めをする。即ち加工水産物、保存食糧、これらを非常放出をいたしまして、特に大消費地を中心とした運配の穴埋めを計畫したのであります。その後七月の末から八月にかけまして、やつと輸入食糧も好轉して参りましたので、大消費地に對しましては、特に卒外の放出を認請をして許可を得、更に

八月、九月、十月のこの三月は大體滿配をするというに等しい輸入食糧の放出の許可を得ましたので、全力を擧げて配給に努めました。何分にも一度に外國食糧を輸入放出になつた關係上、これらの製粉、それから輸送、それから配給、こういう點に大きな支障を來して参りました。ために政府が完全に配給する計畫を立てておりましたけれども、製粉の加工能力が思うより電力その他の關係で進まない、或いは又輸送關係がいろいろ關係でうまく行かない、或いは又配給能力においていろいろな點でうまく行かない、こういうことが影響いたしました。その後運配を多少起こした地域もあるものでございますが、これらの運配を起しました主として大消費地に對しまして、最初政府は七月一日から十月末日までにこの運配の穴埋め用として、別に主食等差引配給するということではなしに、綜合配給の見地におきまして、一般配給の外に卒外といたしまして加工水産物約五百萬貫、これを大消費地にこの運配の穴埋め用として配給することに決定をいたしておつたのであります。この加工水産物の約五百萬貫は順次順調に入つて参りました。東京都、大阪、その他大消費地にはそれぞれ配給を續けて参つたのであります。これは食糧緊急對策として立てた案であります。その後今申します通り、主要食糧が大凡完全に配給される見込みが参りましたのであります。が、さりと申してこの緊急對策で取上げた加工水産物五百萬貫をそのまま打切るといふことは、實際上困難なもので、そこで我々は運配の穴埋めといふことは、實際上主要食糧においてで

第九號 農林委員會會議錄第二十八號 昭和二十二年十一月六日(參議院)

三

661

きなければ、少くとも加工水産物においてもその穴埋めに振り向けるといひますか、それに代替をさすといひますか、そういう方向で十月末まで實施して行く、こういうことで、いわゆる主要食糧においては穴埋めはできませんけれども、加工水産物とか、油脂類とか、そういうものを多少増配をいたしまして、そうして穴埋めを二つ行つて、こういう方法を許可を取りまして、實行いたしておる次第であります。勿論主要食糧で以て完全に配給する政府の責任でありましたが、今申しましたように、止むに止まれぬ非常事態が後から後へと起つて参りまして、非常に國民の皆さんには御迷惑をお掛けをいたしました次第であります。政府といたしましては、最善の努力を傾け、八月、九月、十月に對して、大増産期に對して非常手段を講じて、とにかく今日食糧が一先ず安定感に、これは表面的でございますけれども、一應落着いた状態にありましますことは、全く皆さんの御協力の賜であります。今日この場合、過去の運配を新年度に入る際に、新年度の食糧事情というものが相當見通しが立ち、巨つ樂觀できるという情勢であります。ならば、政府は又新しい何かの手を講じて、過去の運配に對する對策を講じて、過去支がないという理論も立ちますが、その二十三年度の食糧事情といふものがなか／＼容易ならん事情にもありますので、政府といたしましては、本年度の食糧事情の基本的對策を確立するに必要上、二十三年度の食糧事情に起りました運配は一先ず打切る、こういう方針を取らざるを得ない状態になつたといふことを御了承頂きたいと思つております。

○板野勝次君 只今の御説明で大體分りましたが、どうも政府の政治責任を、本當に配給の問題に對する責任を感じておられないように見えるのでして、これは八月二十二日の豫算委員會で中西功君の質問に對して、片山首相が、運配、配給の問題に答へておられますのは、こういうことを言つておられるわけですね。政府の方では、運配、配給の問題を政府の方ではこれを打ち切るとか、或は棚上げしてしまふとか、そういうことを言つたこともなく、又そういう考えもないのであります。幸いにして八月分が運配、配給がなくなるし、又九月、十月も運配、配給もなくして、豫定通りの配給をなし得る。こういう情勢になりましたので、喜んでおるのであります。更に過去の運配、配給も、できるだけこれを縮めたいと努力しておるのであります。いろいろな方策を講じて、できるだけそれを縮める方策に進むといふことが必要と考へておるのであります。そういふことで、首相は、この豫算委員會において、棚上げを絕對にしないといふことを言明しておられるわけですね。もとより大きな情勢の變化が生じた場合は止むを得ないと思つて、それが現状ではどう考へて見ても、今少し政府がこの主食の配給問題に對して責任を感じ、適切な處置を講じますならば、この十月末にその棚上げをしなくても乗り切り得ると思ひますし、同時に負擔がかかるといふことを言明しておられることが何ら實行されないといふものならば、大臣の政治責任といふものは全くないのでして、この答へ等に對して、政務次官はどういうふうに考へられておられるのか、その點と、それ

からこの配給が棚上げされれば、當然千八百圓ベースで生活して行かなければならない勞働者の生計は非常に狂いを生ずる。どうしてそれでは生活して行くかといふことになれば、苟以外に生活の方法はないのですが、これに對して運配の棚上げをするといふのは、この千八百圓の基準を割つても、その期間に對する補償をする政府の責任が、政治的な責任があると思ふのですが、それに對する考へと、二つをお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(井上真次君) 總理が食糧問題に關聯いたしました、運配は打ち切つて切方を持つていない。然るに實際に打ち切つた状態になつてゐるじやないかと、こういう御質問でございます。勿論總理といたしましては、當時の食糧事情から考へましたならば、一應は運配がなくなるという確信が立つての答へであらうと思ひます。御承知の通り、八月には外國食糧が三十四、五萬トン入つておりましたし、九月には二十四、五萬トン入りましたし、更に又十月にも放出食糧が約束されております關係上、これを完全に製粉化して、配給いたしますならば運配はできる、過去の運配も相當穴埋めができるという假定の上に立つてのお話であらうと考へます。併し實際我々全國の主要製粉工場、精製工場を總動員し、且つ食糧第一主義の對策を立て、配給は徹夜で作業を行わせるような非常手段を講じて、いろいろな悪條件のためにも、運配はできなかったといふようなことも起つておることでありまして、而もその裏付けとしては特に生活の困難な主要都市に對しては、加工水産物その他調味料、或いは又油脂等にお

て多少の換配を加えて、その穴埋めをしておるような次第でありますから、その點は御了承頂きたいのであります。

尙この際申し上げておきますが、今申上げました通り、全體においては二百二十萬石程の運配を來しておりましたけれども、これを昨年度の食糧事情と比較いたしますと、昨年政府の、前内閣の配給いたしました食糧は年間三千万八百万石配給をいたしておりました。ところが本年に入りまして二十二年度の食糧年度におきましては四千五百三十萬石配給をいたしておるのであります。従つて昨年に比しますといふと七百萬石の増配をいたしておりました。そういたしますといふと、實際二百萬石の運配を來しておるけれども、現實において七百萬の増配を昨年に比較いたしますとやつておるわけでありまして、この意味から考へますならば、我々は今日の日本の事態を打開するためには、何としても勞働者の生活を保つていまして、生産力を増強し、インフレを食止めするといふ手を打たなければなりませんから、この點に對しては全力を注いでおる次第であります。特に千八百圓の問題が、千八百圓のベースを決めて、經濟を安定して日本の堅實なる國內體制を整えるという立場から考へますならば、これを裏付けするところの生活必需品については、當該省であります農林省といたしましては、全力を擧げて、いかにして千八百圓の裏付け物資を確保するかという點で、今日の風の中心において生活物資確保に全力を擧げております。御存じの通り一升の米が開値で百八十圓も二百圓もいたしてお

ります中において、これを圓において完全に配給するといふことがいかに困難な事情にあるか、そしていかにこれらの食糧の不足しておる中において主要生活必需品を確保することが困難な事情にあるかといふことを考へ頂きますならば、我々は無敵にこのことを看過しておるわけじやない、どうしたならば千八百圓ベースを裏付ける生活必需品が確保できるかといふこと、この上と一つ皆さんの御協力を賜りますように特にお願いをいたしまして、只今の答へに代る次第であります。

○板野勝次君 只今の答へは少し私の期待しておつたとは違つた面がある。運配が棚上げされると千八百圓ベースはどうしても穴ができて來る。その赤字に對して當然政府としては政治的な責任があるのだから、その穴埋めをし得る程度のもので支給する意思があるかどうか、こういう點なんです。

○政府委員(井上真次君) 運配が棚上げされると、その分だけ先ず食つておるのだからその開値で買つた部分に該當する生活費を政府が負擔をするかどうかといふ問題になつて來るものであります。私は今申し上げました通り、實際それはどういふ政治責任は負つておられるかと考へます。併し政府といたしましては全力を擧げてこれらの確保に努め、且つ今申しました通り主要食糧においては穴埋めはできなくとも、他の代替でカロリーにおいてはこれを穴埋めをして参るという手を打つて來ておりますので、この際政府は運配によるところの開購入の費用を政

と思うのであります。

えられておるだろうか、その點と、それ

その他調味料、或いは又油脂等におい

開値で百八十圓も二百圓もいたしてお

運配によるところの關聯入の費用を政

府が負擔をするという考え方は只今持
つておりません。

○板野勝次君 いくらお尋ねしてもそ
の點では満足な回答が得られませんが
らもう一點お尋ねします。それは十一
月一日から新しい價格が實施された
のですが、東京都でも繰上げになった
のに幸等の配給が繰上げ配給されて、
先月末に配給された地域と、十一月一
日になつて同様の性質のもの新價
格で配給されておるので、或る區にお
いてはその値上りに對する公平でない
點がとかく言われておるわけではな
い、これは繰上げて配給されたものな
らば當然その十一月一日になつた面に
對しても、同様の價格にすべきが當然
だと思ふので、いろいろ當國等が調べ
て見ると、食糧管理局の方からそう言
つて來ておるので、十一月一日になつ
て配給したものについてはどうも止む
を得ないのだ。こういうことを聞くの
ですが、もうでなくてさへも生計が非
常に困難な際に繰上げて十一月一日
分から配給する面があるならば、同
様の方法を取るべきではないかと思
うのですが、この點と同時に、そうい
う負擔の公平からして見るならば、十
一月一日から取つた新價格に對して
は、これを拂い戻して或る程度まで値
上りによる負擔を軽減して行く、こ
ういうことが取らるべきが當然だと思
うのですが、その點に對してはどうい
う御見解でしょうか。

○政府委員(井上夏次君) 只今東京都
において現在配給しております手類の
配給に關聯して、價格差をどう直す
か、こゝういふ御質問と伺いますが、現
在配給いたしております問題になつて
おりますこの手は、大體六日分くらい

を配給しておる豫定になつておりま
す。このうち約半分は舊價格で配給を
いたしまして、後三分の一強が新價格
で配給されることになりました。この
ために同じ配給を受ける手であるに
拘わらず、日が一異なる關係から舊
價格と新價格の間における開きが起
つて來て、不公平であるという問題が起
つております。これは消費者としては
一應御意見を承るべきであつたと思
は、御存じの通り十一月一日から新小
賣價格が決定されましたので、政府と
しては十一月一日以降に配給するもの
は、この新價格による配給料金を頂い
ておるわけでありまして、現在問題にな
つております甘藷の約六日分はこれは
大體十一月分として配給する分を、何
といひますか十一月になつてから配給
をいたしたもので、御存じの通り
芋のことでございまして、腐敗を生
じます虞れがありますし、且つ盜難
その他の危險もありましたので、一時
に東京都に多量の芋が入荷いたしました
關係上、これを十月の舊價格の時
に、十一月分を繰上げて配給をいたし
ておるわけでありまして、我々政府の
方から言いますならば、これは當然十
一月分として配給を受ける手でありま
すから、新價格が決つた以上は十月に
配給した分も當然新價格で賣すべきで
ありますけれども、十月に配給をした
分もこれは何といたしまして、價格は
變更されておるから、當然舊價
格で十一月分を配給してしまひ、その
後配給未納の分については、十一月以
降に配給された分については、新價格
によつて頂戴をしておる。こゝういふ
わけでありまして、十月分のやつを十一
月に配給をしてそれで新價格を取つて

おるといふのではないのでありますか
ら、この點はどうぞ誤解のないように
して頂きたいと思ひます。

○板野勝次君 その點は何も誤解して
おるのではなく、十月末日を以て棚
上にしたのだし、さういふ責任もある
のに、今度は當然中間を失つたから、そ
のブランドを埋めるために早く配給
するのは當然だと思ふのです。それか
らさういふ棚上した責任から見ても、
六日分程度のものを舊價格でサービス
するくらいのもものは、農林省として當
然取つていい處置と思ふのです。従つ
て芋の性質上早く配給をしたところは
舊價格によらなければならぬ。これ
はもとより當然のこと、質問の限り
ではないのですが、十一月一日に渡つ
て來たその六日分の中の三日分は早く
配給されたが、後の三日分は後になつ
て來る。従つて都民の間に非常な偏頗
な處置があるのだから、この六日分
については舊價格によるという措置を取
つても決して不都合じゃない。何も公
式的に、機械的に一日から値上げにな
つたから、未配給のところを對して新
價格でやらなければならぬにあらぬ
という法はないと思ふのです。できれ
ばその前の運配の責任からして見て
も、さうして又消費者の負擔を軽減す
る意味からしても、この六日分について
は舊價格によるという措置を、今から
でも遅くはないので、是非やつて貰
たいと思ふのですが、その點の御意見
を重ねて承りたいと思ひます。

○政府委員(井上夏次君) 一應御意見
は承りましてよく相談をして措置する
ことにいたします。

○板野勝次君 できるだけ一つ願いま
す。

○政府委員(井上夏次君) 農林省
の御意見は承りましてよく相談をして措置する
ことにいたします。

○政府委員(井上夏次君) 農林省
の御意見は承りましてよく相談をして措置する
ことにいたします。

○政府委員(井上夏次君) 農林省
の御意見は承りましてよく相談をして措置する
ことにいたします。

○政府委員(井上夏次君) 農林省
の御意見は承りましてよく相談をして措置する
ことにいたします。

○政府委員(井上夏次君) 農林省
の御意見は承りましてよく相談をして措置する
ことにいたします。

○委員(楠見義男君) 時間の都合
で、先程申し上げたように大體二時
頃に終りたいと思つておりました。丁
度時間が参りましたので、農政局長か
らの説明は明日伺うことにいたしました
て、本日はこれで散會いたしたいと思
います。

午後二時十二分散會
出席者は左の通り。

委員 楠見 義男君
太田 敏兄君
門田 定藏君
羽生 三七君
北村 一男君
柴田 政次君
西山 龜七君
木村 三郎君
小杉 繁安君
佐々木 龍藏君
石川 準吉君
宇都宮 登君
阿村 文四郎君
島村 軍次君
寺尾 博君
藤野 繁雄君
松村 貞一郎君
山崎 恒君
板野 勝次君

政府委員 井上 良次君
農林事務官 山添 利作君
(農政局長)

十一月四日本委員會に左の事件を付託
された。

一、米並びに甘藷の價格改訂に關す

る陳情(第五百二十三號)
一、農協同組合法案その他に關す
る陳情(第五百二十四號)
一、競馬法の改正に關する陳情(第
五百二十五號)
一、適正米價決定に關する陳情(第
五百二十六號)
一、鹽鹼沿岸干拓事業實現促進に關
する陳情(第五百二十八號)
一、千葉縣下のかん青復舊助成に關
する陳情(第五百二十九號)
一、農協同組合法案に關する陳情
(第五百三十四號)
一、食料配給公團制反對に關する陳
情(第五百三十八號)
一、食料配給公團制反對に關する陳
情(第五百四十一號)
一、農業保險法の改正に關する陳情
(第五百四十四號)

(第五百二十三號) 昭和二十二年
十月十三日受理
米並びに甘藷の價格改訂に關する陳情
佐賀縣農會會長 中島友男
現下増産と供出において一大支障を
來たしているのは、政府の物價對策に
對する適格なる施策に乏しいためなの
と、食糧運搬物價の低廉なものとよ
つて、他物價との不均衡が農民の増産
供出意欲を阻害しているからである。
その上政府の健全財政政策に反し農民
は缺狀價格差の犠牲の下に赤字家計を
繰り返しているから、速かに米、甘
藷の價格改訂を實施せられたとの陳
情。

(第五百二十四號) 昭和二十二年
十月十四日受理
農協同組合法案その他に關する陳情

農林事務官 井上 良次君
(農政局長)

十一月四日本委員會に左の事件を付託
された。

一、米並びに甘藷の價格改訂に關す

る陳情(第五百二十三號)
一、農協同組合法案その他に關す
る陳情(第五百二十四號)
一、競馬法の改正に關する陳情(第
五百二十五號)
一、適正米價決定に關する陳情(第
五百二十六號)
一、鹽鹼沿岸干拓事業實現促進に關
する陳情(第五百二十八號)
一、千葉縣下のかん青復舊助成に關
する陳情(第五百二十九號)
一、農協同組合法案に關する陳情
(第五百三十四號)
一、食料配給公團制反對に關する陳
情(第五百三十八號)
一、食料配給公團制反對に關する陳
情(第五百四十一號)
一、農業保險法の改正に關する陳情
(第五百四十四號)

(第五百二十三號) 昭和二十二年
十月十三日受理
米並びに甘藷の價格改訂に關する陳情
佐賀縣農會會長 中島友男
現下増産と供出において一大支障を
來たしているのは、政府の物價對策に
對する適格なる施策に乏しいためなの
と、食糧運搬物價の低廉なものとよ
つて、他物價との不均衡が農民の増産
供出意欲を阻害しているからである。
その上政府の健全財政政策に反し農民
は缺狀價格差の犠牲の下に赤字家計を
繰り返しているから、速かに米、甘
藷の價格改訂を實施せられたとの陳
情。

(第五百二十四號) 昭和二十二年
十月十四日受理
農協同組合法案その他に關する陳情

農林事務官 井上 良次君
(農政局長)

十一月四日本委員會に左の事件を付託
された。

一、米並びに甘藷の價格改訂に關す

愛知縣森林組合連合會長 本多 綱治

林業の振興は、敗戦日本の再建上緊要なるものである。しかしてこの目的達成のために林業経営の意欲を増進せしめる必要があるから、一 農業協同組合法案中第九條第三項をさく除すること。二 農地調整法の過度の適用を避けるため林業家の意見を取り入れること。三 林産物の検査の森林組合への委譲等を速かに實現されるよう特別の措置を講ぜられたいとの陳情。

(陳第五百二十五號) 昭和二十二年十月十四日受理

競馬法の改正に關する陳情

札幌市議會議長 福島利雄

都市の財政は、財源枯渇のため著しく窮乏し市行政の運営は危機に直面しているから、競馬法中「馬匹組合連合會及び馬事團體等のみ行うことを得る」との制限を撤廃し、都市においても自由に競馬を行い得るよう改正し、その収益を都市經濟の一財源に充當せしめ一般大衆の負擔の軽減を圖り、市政運営の完璧を期し得るよう急速なる措置を講ぜられたいとの陳情。

(陳第五百二十六號) 昭和二十二年十月十四日受理

適正米價決定に關する陳情

愛知縣議會議長 大見爲次外七名

米價問題は、國民最大の關心事である。米價の決定は、農家經濟、國民生活に及ぼす影響頗る重大であり且つ又米價の決定が一日遅れば遅れる程供出意欲を冷却せしめることになるから、速かに適正米價を決定されたいとの陳情。

(陳第五百二十八號) 昭和二十二年十月十四日受理

愛媛縣議會議長 渡邊百三

愛媛縣議會干拓事業は、面積六一四町歩の耕地を造成し一五、〇〇〇石を新たに收穫するの外、背後の濕田の排水によつて二毛又は改良田となし、新たに米二、三二〇石麥九、二八〇石の増收を期し得るのみでなく、自然副産物として西條及び玉生川の兩港並びに楠河、垣生、長津等の舟だまりの改修が完成され、食糧問題その他地方の發展に寄與する所が少なくないと思はれており、先きに議會においても採擇されてゐるので、是非明年度より國營を以て實施されたいとの陳情。

(陳第五百二十九號) 昭和二十二年十月十四日受理

千葉縣下のかん害復舊助成に關する陳情

千葉縣會議議長 逆井隆二

本年の千葉縣下のかん害は激甚を極め、あらゆる應急措置にもかかわらず、その被害實に六萬二千餘町歩、内枯死した面積九千餘町歩に達した。縣としても力の及ぶ限りこれが對策を講じているが、縣財政をもつては、巨額を要するかん害對策事業をすい行すること不可能であるから、これが應急、恒久對策事業に對し速かなる國庫助成の方途を講ぜられたいとの陳情。

(陳第五百三十四號) 昭和二十二年十月十六日受理

農業協同組合法案に關する陳情

宮崎縣森林組合連合會長 小林 俊一

この陳情の趣旨は、陳第三百四十二號と同じである。

(陳第五百三十八號) 昭和二十二年十月十六日受理

食料配給公團制反對に關する陳情

廣島市大手町八丁目 松本常一 外五十七名(外五十七件)

現行の食糧配給は、消費者、出資者及び従業員各代表をもつて組織した運営委員會の協議の下にすべてを民主的に經營し消費者の營團としていよいよ信望を高めつつあり又營團内部においても、理事者と従業員一體となつて配給業務に努力しており、現下の食糧事情下において、最も適切な配給機關であるから、これを公團制とすることに反對するとの陳情。

(陳第五百四十一號) 昭和二十二年十月十七日受理

食料配給公團制反對に關する陳情

尾道市十四日町 奥山源三郎

この陳情の趣旨は、陳第五百三十八號と同じである。

(陳第五百四十四號) 昭和二十二年十月十八日受理

農業保險法の改正に關する陳情

茨城縣農業保險組合連合會長 柳川宗左衛門

水稻の發熱期に入りかん害及び風水害による災害農家の再生産を補償するには、現行の農業保險法を、抜本的に改正し農業災害補償法をさつ及實施して災害補償金を即時支拂い、更生の途を拓くの外ないので、政府案が國會上程の際は、一、掛金中通常被害率に相當する金額を限度としてこれを農家の負擔とし、二、補償金の支拂は政府自ら迅速にこれを行い、三、明年度より

陸稻の共済を實施し、今年度の災害補償金は水稻に準じ政府でこれを補償すること等の實現に力められたいとの陳情。